阪神高速道路株式会社 先進の道路サービスへ

HANSHIN EXPRESSWAY COMPANY LIMITED

報道配布資料

平成 27 年 3 月 25 日

阪神高速道路（阪神圏）の更新事業について

阪神高速道路株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：山澤俱和）は、阪神圏における阪神高速道路の更新事業の実施について、本日、国土交通大臣から道路整備特別措置法第 3 条に基づき、事業変更の許可を受けましたのでお知らせします。本事業については、平成 27 年度より着手してまいります。

併せて、本事業に必要な財源を確保するために、阪神圏における料金の徴収期間を約 12 年延長させていただく旨の許可も受けました。

現在、具体的な事業の進め方について検討を行っており、事業の実施に当たっては、関係機関と連携しつつ、お客さまや地域の皆さまのご理解をいただきながら進めてまいります。

【事業箇所】

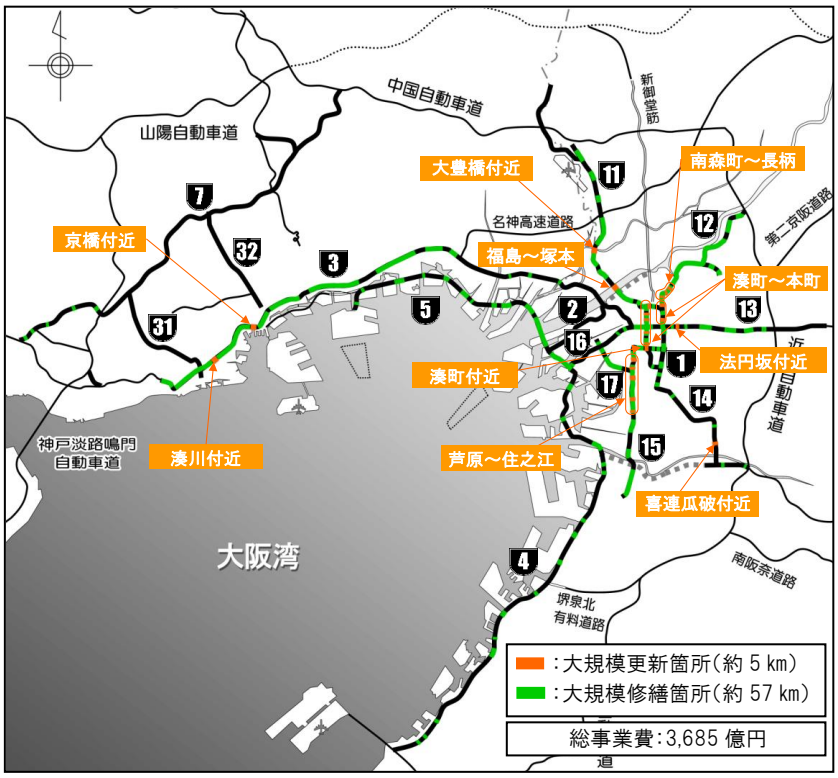

○「阪神高速道路の更新計画」は下記からご確認いただけます。

（https://www.hanshin-exp.co.jp/renewal/_asset/pdf/koshinkeikaku/koushinkeikaku.pdf）